
監 査 委 員 公 表

那監公表第 10 号
令和 8 年 3 月 10 日

那覇市監査委員	新	垣	淑	博
同	宮	城		哲
同	城	間		貞
同	比	嘉	啓	登

令和 7 年度後期定期監査の結果について（公表）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項及び第 4 項に基づき実施した令和 7 年度後期定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年度
後期定期監査報告書

令和8年3月
那覇市監査委員

令和7年度後期定期監査報告書

第1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

第3 監査の対象

1 対象範囲

令和6年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。なお、必要と認める場合は、現年度及び過年度も範囲に含むものとした。

2 対象部署

(1) 市民文化部

市民生活安全課、まちづくり協働推進課、ハイサイ市民課、文化振興課、文化財課

(2) 環境部

環境政策課、クリーン推進課、環境保全課、環境衛生課

(3) 会計管理者

出納室

(4) 議会事務局

庶務課、議事管理課、調査法制課

(5) 上下水道局

総務課、企画経営課、料金サービス課、水道管理課、配水課、水道工務課、下水道課

(6) 選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局

(7) 監査委員

監査委員事務局

第4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン第3編第3章第1節の財務事務監査の着眼点に準じ、主として以下の事項とした。

1 予算の執行及び事務処理

(1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

2 収入事務

(1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

(2) 調定の時期及び手続は適正か。

(3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(4) 収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。

3 支出事務

(1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(2) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

(3) 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。

(4) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

4 契約事務

(1) 入札契約方式の選択は適正に行われているか。

(2) 随意契約による場合、その理由は適正か。

(3) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か

(4) 工事完成の時期、物品の納入時期及びその他の契約の履行期限は守られているか。

5 財産管理事務

(1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。

(2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。

(3) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。

(4) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されているか。

第5 監査の主な実施内容

1 監査対象部署に関係書類の提出及び提示を求めた。

2 事務局職員による予備監査を実施した。

3 監査委員による監査を実施した。

第6 監査の期間、日程及び実施場所

1 期間 令和7年10月16日から令和8年3月5日まで

2 主な日程

(1)実施通知日：10月16日（木）

(2)予備監査：12月15日（月）～12月18日（木）

(3)監査委員監査：令和8年1月28日（水）、2月2日（月）、3日（火）

(4)監査委員協議：2月13日（金）、25日（水）、3月3日（火）

①監査の結果に関する報告協議

②那覇市監査委員監査基準第19条の規定による弁明等の聴取については、実施しないことを決定

：3月5日（木）

①監査の結果に関する報告の決定

3 実施場所

対象部署、監査会議室（本庁舎12階）及び上下水道局

第7 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていたが、「1 指摘事項等」に後述するとおり、一部に是正又は改善を要する事項等があり、昨年度以前に指摘している事項についても、継続して是正又は改善を要する事項等があった。

また、「2 その他」は、全庁的な課題として検討されるよう意見を行う。

なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

1 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

(1) 指摘事項等の内容別件数

(単位：件)

区分(*注) 部局・課名	指摘事項等の件数		
	指摘事項	要望事項	合計
市民文化部	20	1	21
市民生活安全課	—	—	—
まちづくり協働推進課	7	—	7
ハイサイ市民課	1	—	1
文化振興課	2	—	2
文化財課	10	1	11
環境部	6	—	6
環境政策課	—	—	—
クリーン推進課	1	—	1
環境保全課	3	—	3
環境衛生課	2	—	2
会計管理者	—	—	—
出納室	—	—	—
議会事務局	2	—	2
庶務課	2	—	2
議事管理課	—	—	—
調査法制課	—	—	—
上下水道局	1	—	1
総務課	1	—	1
企画経営課	—	—	—
料金サービス課	—	—	—
水道管理課	—	—	—
配水課	—	—	—
水道工務課	—	—	—
下水道課	—	—	—
選挙管理委員会	1	—	1
選挙管理委員会事務局	1	—	1
監査委員	—	—	—
監査委員事務局	—	—	—
合計	30	1	31

(*注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

(1) 指摘事項：是正又は改善を要するもの。

(2) 要望事項：指摘事項には至らないが、改善について検討が望まれるもの。

(*注2) 内容別件数には、次の(2)共通の指摘事項等の件数を含む。

(2) 共通の指摘事項等

ア 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて（指摘事項）14件

次の課の歳入事務について、那覇市会計規則第20条第1項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、認識の誤りや失念等の理由により遅れて会計管理者へ通知しているものがあつた。

令和7年1月1日より前に適用されていた改正前の同規則第21条第1項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めていた。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【市民文化部】まちづくり協働推進課（7件）、文化財課（7件）

(3) 各部署の指摘事項等

【市民文化部】

○ ハイサイ市民課

ア 備品の管理について（指摘事項）

備品管理事務において、現物と備品台帳が一致していないものや、所管換えを行った備品の登録の際に台帳の記載項目である「設置場所等」が未修正のもの、また、備品シールの貼付がないものがあつた。

那覇市物品会計規則第25条第2項は、物品管理者は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品の管理に当たっては、関係規則を遵守し、適正な手続きを行われたい。

○ 文化振興課

ア 不用額の減額補正予算の未計上について（指摘事項）

会計年度任用職員基本報酬の予算残額4,649,840円が不用額となっている。主な要因は、那覇文化芸術劇場なは一とで雇用予定であつた3人の会計年度任用職員が1年間欠員となつていたことによるものである。

那覇市予算決算規則第10条は、部長は予算の議決後に生じた理由により既定の予算を変更する必要があるときは、歳出補正予算見積書を企画財務部長に提出しなければならない旨定めており、当該不用額については、少なくとも4月～11月までの欠員分は、減額補正の必要があつた。

予算管理に当たっては、多額の不用額が生じることのないよう、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 備品の管理について（指摘事項）

備品管理事務において、現物と備品台帳が一致していないものがあつ

た。

このことは、令和5年度後期定期監査においても注意事項として指摘している。現在、備品の確認・整理作業中とのことだが、いまだに整備されていない。

那覇市物品会計規則第25条第2項は、物品管理者は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品の管理に当たっては、関係規則を遵守し、適正な手続きを行われたい。

○ 文化財課

ア 歳入の会計年度の誤りについて（指摘事項）

令和6年3月分の壺屋焼物博物館入館料（観光券取扱分）1,960円の歳入については、令和5年度分とすべきものを令和6年度分として収入していた。

地方自治法第208条は、会計年度及びその独立の原則が定められており、第1項で「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。」、第2項で「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。」と規定されている。

また、地方自治法施行令第154条第1項は、歳入の調定について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうか調査してこれを行わなければならない旨規定されている。

歳入に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 分割して契約した随意契約について（指摘事項）

次の(ア)～(ウ)のパソコン等の賃貸借契約については、いずれも契約相手方、契約日及び契約期間が同一であるにもかかわらず、分割することによって、那覇市契約規則第20条第3号に基づき、それぞれ随意契約を締結している。

これら3件の契約は、同様の契約内容であることから1件の契約とすることが合理的であり、その場合、予定価格総額が同条号で定める随意契約によることが出来る場合の限度額40万円を超えることから、競争入札により行われるべきであった。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア) パソコン等の賃貸借（水溜屋原B遺跡資料整理）（241,065円）

(イ) パソコン等の賃貸借（宮城平田原古墓群・宮城平田原壕群資料整理）（395,010円）

(ウ) パソコン等の賃貸借（ミノシン毛古墓群、らくだ山戦争遺跡資料整理）（395,010円）

ウ 収入印紙の適正な額の確認について（要望事項）

玉陵管理業務委託（契約金額 21,780,000 円）及び識名園管理業務委託（契約金額 32,780,000 円）については、当該委託契約書にそれぞれ 1 万円の収入印紙が貼付されていた。

印紙税法には、課税される文書に係る納付すべき印紙税の額等が規定されており、請負に関する契約書については、記載された契約金額が 1 千万円を超え 5 千万円以下のものは、2 万円の収入印紙を貼付することとなっている。

契約書の作成に当たっては、関係法令を遵守し、収入印紙の金額を確認する等、適正な事務処理に努められたい。

エ 資金前渡及び概算払いにおける精算報告書の提出遅れについて（指摘事項）

旅費の支払いのため受領した前渡金 4 件及び概算払い 2 件について、期限内に精算が行われたものの、精算報告書の会計管理者への提出が失念により遅れていた。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 2 号は、前渡金を受けた日から起算して 10 日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算し、精算報告書を会計管理者に提出しなければならない旨定めている。また、同規則第 62 条第 1 項は、概算払いを受けた者から精算に必要な書類を提出させ、旅費にあつては、用務を終了した日から起算して 7 日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算し、精算報告書等を速やかに、会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

資金前渡及び概算払いの精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【環境部】

○ クリーン推進課

ア 契約書の未作成について（指摘事項）

資源ごみ収集車やパッカー車の修繕等について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約を締結しているが、契約書は作成されていなかった。

那覇市契約規則第 26 条において、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 環境保全課

ア 使用料の徴収について（指摘事項）

識名霊園の敷地内に設置されている飲料用の自動販売機 1 台について、那覇市公園条例第 11 条に基づき使用料を徴収しているが、令和 6 年

4月1日の改正を見落とししたことにより、従前の規定を適用し過小徴収が行われていた。

那覇市会計規則第20条第1項は、課長は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令及び契約書その他の関係書類に基づいて調査をし、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨定めている。

使用料の徴収に当たっては、根拠規定の改正等を見落としがないよう充分注意を払い、適正な事務処理を行われたい。

イ 随意契約事務の適正な処理について（指摘事項）

大気測定局テレメーターシステム保守管理業務契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結しているが、財政課長合議が行われていない。

那覇市予算決算規則別表第3（第24条関係）では、同号の随意契約の場合、財政課長に合議をしなければならない旨定めている。

随意契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

ウ 予定価格の決定漏れ等、起案文書の点検及び審査について（指摘事項）

随意契約の実施に係る起案文書において、予定価格の決定や1者見積りとする理由等が記載されていないまま決裁している起案文書が散見された。

随意契約によろうとするときは、那覇市契約規則第22条は、あらかじめ予定価格を定めなければならない旨規定している。また、同規則第23条第1項ただし書きでは、1人の者から見積書を徴することができる場合を各号で定めている。

さらに、文書の起案に際しては、那覇市文書取扱規程第23条に基づいて、課長又はグループリーダーは、事案の決定が適正に行われるよう、法令等の適合性やその他必要な事項等について、起案文書を点検及び審査しなければならない。

契約手続きに当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 環境衛生課

ア 予定価格の決定漏れについて（指摘事項）

令和6年度那覇市環境衛生課事務所機械警備業務について、予定価格が決定されていない。

那覇市契約規則第22条第1項は、「随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格調書その他の文書において予定価格を定めなければならない。」と規定している。

予定価格の決定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 1者見積による随意契約について（指摘事項）

エコマール那覇プラザ棟（3階・4階）に係る清掃業務委託については、那覇市契約規則第20条第6号を適用し随意契約を締結しているが、1人の者からしか見積書を徴取していない。

同規則第23条は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【議会事務局】

○ 庶務課

ア 業務委託契約における遡及押印について（指摘事項）

議員履歴管理システム更新業務の契約について、当初の契約の期間内で変更契約を締結することができず、契約日を遡及し押印している。

地方自治法第234条第5項は「長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」と規定しており、契約締結日までの間は、受託者に対し履行の請求ができないにもかかわらず、受託者は業務を実施している。更には、那覇市文書取扱規程第4条は「文書は、正確、迅速、かつ丁寧に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務が適正かつ能率的に行われるように処理し、及び管理しなければならない。」と定めていることから、遡った日付を契約締結日として押印することは、当該規程にも反し、不適正な事務処理であると言わざるを得ない。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 概算払いにおける精算事務の遅れについて（指摘事項）

委員会視察に伴う出張旅費のため受領した概算払い2件について、期限内に精算が行われず、精算遅延となっていた。

那覇市会計規則第62条第1項は、旅費にあっては、用務を終了した日から起算して7日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算しなければならない旨定めている。

概算払いの精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【上下水道局】

○ 総務課

ア 1者見積による随意契約について（指摘事項）

那覇市上下水道局庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託は、那覇市上下水道局契約事務規程第22条第6号を適用し、随意契約を締結して

いる。契約の実施に当たり、2者へ見積書を依頼したが、1者が辞退し、1者からしか見積書を徴取していない。

同規程第25条第1項は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規程を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【選挙管理委員会】

○ 選挙管理委員会事務局

ア 見積額の誤認による契約書作成の遅延について（指摘事項）

投票所警備業務委託（当日・天久小学校 期日前及び当日・真和志庁舎）の委託期間は、令和6年7月15日から令和6年7月21日までとなっていた。

徴取した当該業務委託に係る見積書の金額は、税込みで50万円を超えていたが、記載された50万円以下の税抜き金額を見積額と誤認したため、那覇市契約規則第28条第1項第1号の規定に該当するものとして契約書の作成を省略した。

その後、令和6年8月に見積額の誤認が判明し、契約書の作成を省略できる契約に該当しないことから委託期間経過後に契約書を作成している。

同規則第26条は、契約を締結しようとするときは、契約書を作成することを原則としており、例外的に契約書の作成を省略できる見積額か否かは慎重に確認する必要がある。

契約に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

2 その他

(1) 監査における指摘事項等の再発防止に向けた取組について

令和6年度前期定期監査及び後期定期監査「2 その他 (1) 監査における指摘事項等の再発防止に向けた取組について」において意見したところであるが、複数の部局において、以前に指摘した事項について、今回も同種の指摘がなされているものがあつた。

この件については、指摘された課が、それぞれ個別に監査の結果に伴う措置を講ずるに留まらず、市として、その再発防止のために、内部統制制度の基本的な枠組みを踏まえた、本市独自の那覇市行政サービス品質管理システムの活用など必要な対応を検討されたい。

(2) 特別職職員の登退庁の費用の支出について

令和6年度後期定期監査「2 その他 (2) 特別職の登退庁の費用の支出について」及び令和7年度前期定期監査「2 その他 (1) 特別職職員の登退庁の費用の支出について」において、意見したところである。しかしながら、今回の後期定期監査においても条例の定めのないまま、一

部の特別職職員の登退庁費用を支出している例が認められた。

地方自治法第 204 条第 1 項では、特別職職員等に対して「給料及び旅費を支給しなければならない。」、第 2 項では、「条例で・・・通勤手当・・・、又は退職手当等を支給することができる。」とあり、第 3 項では、「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。また、同法第 204 条の 2 では、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを特別職職員等に支給することができない旨定められている。

特別職職員の登退庁の費用の支出については、地方自治法第 204 条及び同法第 204 条の 2 の趣旨に照らし、民主的コントロールのもとで透明性と公正性を確保するという観点から、条例の制定等を含めて検討することが望ましい。